

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成19年5月31日(2007.5.31)

【公開番号】特開2006-229860(P2006-229860A)

【公開日】平成18年8月31日(2006.8.31)

【年通号数】公開・登録公報2006-034

【出願番号】特願2005-44317(P2005-44317)

【国際特許分類】

<i>H 04 N</i>	1/04	(2006.01)
<i>B 65 H</i>	5/06	(2006.01)
<i>B 65 H</i>	7/06	(2006.01)
<i>B 65 H</i>	9/00	(2006.01)
<i>H 04 N</i>	1/00	(2006.01)

【F I】

<i>H 04 N</i>	1/12	Z
<i>B 65 H</i>	5/06	J
<i>B 65 H</i>	7/06	
<i>B 65 H</i>	9/00	B
<i>H 04 N</i>	1/00	1 0 8 H

【手続補正書】

【提出日】平成19年4月6日(2007.4.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シート状の記録媒体を一枚ずつ給送する給送手段と、前記記録媒体を搬送する搬送手段と、前記記録媒体の少なくとも一方の面に記録された画像情報を読み取る読み取り手段と、を備えた画像読み取り装置において、

前記記録媒体の到達と通過を検知する第一および第二の検知手段を有し、

前記給送手段と、前記搬送手段とは、別々に駆動される駆動手段を有する、あるいは、前記給送手段と、前記搬送手段とは、駆動を切り離すことのできる切り離し手段を有する、いずれかの構成において、

前記第一の検知手段で前記記録媒体の通過を検知し、前記第一の検知手段よりも下流に配置してある前記第二の検知手段で前記記録媒体の通過を検知するまでの間に、再び前記第一の検知手段で記録媒体の到達を検知したとき、前記給送手段の駆動を止めた後、前記第二の検知手段で前記記録媒体の通過を検知するまでの間に、前記第一の検知手段で記録媒体の通過を検知したときは、

前記第一の検知手段で検知している記録媒体と前記第二の検知手段で検知している記録媒体が別々の記録媒体ではなく、一つの記録媒体として判断する判断手段を有することを特徴とする画像読み取り装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 1 9 】

(1) シート状の記録媒体を一枚ずつ給送する給送手段と、前記記録媒体を搬送する搬送手段と、前記記録媒体の少なくとも一方の面に記録された画像情報を読み取る読み取手段と、を備えた画像読み取装置において、前記記録媒体の到達と通過を検知する第一および第二の検知手段を有し、前記給送手段と、前記搬送手段とは、別々に駆動される駆動手段を有する、あるいは、前記給送手段と、前記搬送手段とは、駆動を切り離すことのできる切り離し手段を有する、いずれかの構成において、前記第一の検知手段で前記記録媒体の通過を検知し、前記第一の検知手段よりも下流に配置してある前記第二の検知手段で前記記録媒体の通過を検知するまでの間に、再び前記第一の検知手段で記録媒体の到達を検知したとき、前記給送手段の駆動を止めた後、前記第二の検知手段で前記記録媒体の通過を検知するまでの間に、前記第一の検知手段で記録媒体の通過を検知したときは、前記第一の検知手段で検知している記録媒体と前記第二の検知手段で検知している記録媒体が別々の記録媒体ではなく、一つの記録媒体として判断する判断手段を有することを特徴とする画像読み取装置。